

2025 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社京橋アートレジデンス
(コード番号 5536 TOKYO PRO Market)
代表者名 代 表 取 締 役 西 谷 明 久
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 江野澤 健明
T E L 03-6228-6777
U R L <https://www.kyo-resi.jp/>

財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結について

当社は、固定資産の取得にあたり、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結を行う理由
固定資産の購入資金として

2. 借入の概要

借入金融機関	東日本銀行
借入金額	310 百万円
借入実行日	2025 年 8 月 28 日（予定）
借入金利	基準金利+スプレッド（変動金利）
借入期間	30 年 1 ヶ月
担保提供資産の有無	有（土地および建物）

3. 金銭消費貸借契約に付された財務上の特約の内容

本契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、貸付人から請求があった場合には期限の利益を喪失します。

- ・単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または 2024 年 11 月期末の金額のいずれか大きい方の 75%以上に維持すること
- ・2025 年 11 月期以降、単体の損益計算書上の経常損益につき 2 期（但し、中間期は含まない）連続して損失を計上しないこと
- ・2026 年 11 月期以降、借入人の各決算期における本件不動産に係る年間 G O P（※）を 2 期連続してマイナスとしないこと。

※ $G O P = (A) - (B)$

(A) = 本件不動産に係る年間営業収入

(B) = 本件不動産に係る年間営業費用（人件費、水道光熱費、広告費および業務運営委託手数料等）

4. 今後の見通し

当該借入による 2025 年 11 月期の業績への影響は軽微ではありますが、今後、公表すべき事実が発生した場合には、速やかに発表いたします。

以上